



議案第十五号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十一年三月十日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十年参月廿三日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 給料表は、別表第一のとおりとする。

2 前項の給料表は、第二十六条に規定する職員以外の職員に適用する。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類する職務の内容は別表第二のとおりとする。

第四条第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、「の基準」を削り、「職務の等級」を「職務の級」に、「改訂する」を「改定する」に改め、同条第二項中「職務の等級」を「職務の級」に、「職員の等級」を「職員の級」に改め、同条第四項中「職務の等級」を「職務の級」に改め、同条第五項中「職務の等級」を「職務の級」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第六項中「こえる」を「超える」に改め、同条第八項中「職務の等級」を「職務の級」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第八条第二項中「こえて」を「超えて」に改める。

第九条第三項中「一万三千二百円」を「一万四千元」に、「四千二百円」を「四千五百円」に、「八千九百元」を「九千五百円」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 職員が児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による児童手当の支給を受ける場合において、次の各号に該当するときは、当該職員の扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、当該各号に掲げる額を減じた額とする。

一 当該児童手当の額が児童手当法第六条第一項第一号又は第二号の規定に基づいて算定される場合において、当該児童手当に係る同法第四条第一項の支給要件児童（以下「支給要件児童」という。）のうちに当該職員の扶養親族たる者が二人以上あるとき 千円に当該支給要件児童のうちの扶養親族たる者の数から一を減じた数を乗じて得た額から、五百円を控除して得た額

二 当該児童手当の額が児童手当法第六条第一項第三号の規定に基づいて算出される場合において、当該児童手当に係る支給要件児童のうちに当該職員の扶養親族たる者が三人以上あるとき 千円に同号の規定による当該児童手当の額の算定の基礎となる数（その数が当該児童手当に係る支給要件児童のうちの扶養親族たる者の数から二を減じた数を超えると

きは、当該支給要件児童のうちの扶養親族たる者の数から二を減じた数）を乗じて得た額

第十条の二第二項第一号ロ中「七千二百円」を「七千五百円」に改める。

第十一条第二項第一号中「一万八千三百円」を「二万円」に、「三千四百円」を「四千元」に改め、同項第二号中「二千六百円」を「二千七百元」に、「五千元」を「五千五百円」に、「六千八百円」を「七千五百円」に、「八千七百元」を「九千六百円」に改め、同項第三号中「一万八千三百円」を「二万円」に、「三千四百円」を「四千元」に改める。

第十二条中「除くほか」を「除き」に改める。

第十四条第一項中「当つて」を「当たつて」に改める。

第二十一条第三項中「四十二万六千元」を「四十五万円」に改める。

第二十三条（見出しを含む。）を次のように改める。

第二十三条 削除

別表第一及び別表第二を次のように改める。

## 別表第一

## (1) 行政職給料表 (第三条関係)

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	92700	113200	132200	161500	176400	193200	209600	227500
2	95500	118800	139000	168900	184200	201300	217900	236100
3	98600	125100	145800	176300	192100	209500	226300	244900
4	101700	132100	152700	184000	200000	217700	234700	253800
5	105200	138500	159700	191800	207900	225900	243200	262900
6	109100	143700	166600	199600	215600	234100	251800	272000
7	113200	148800	173400	207200	223100	242300	260500	281100
8	117200	153700	180000	214600	230600	250700	269200	290200
9	120800	158100	185600	221700	238000	259200	277900	299300
10	124000	162100	191100	228800	245400	267800	286600	308300
11	126800	166100	196400	235800	252800	276400	295300	317300
12	129600	170000	201600	242800	260000	285000	303700	326200
13	132000	173900	206800	249500	266800	293500	311600	334600
14	134300	176700	211500	256100	273500	301400	318600	342900
15	136400	179500	216000	262000	279100	308700	325000	349700
16	138000	182300	220500	267700	284200	314700	330500	356000
17		185000	224600	271900	288900	320200	335600	360200
18		187500	228000	275500	292600	324200	339900	364100
19		189500	231200	279000	296200	328000	343800	368000
20			233600	281600	299300	331800	347600	371800
21			236000	284200	302200	335600	351300	375600
22			238400	286800	305100	339300	355000	
23			240700	289300	308000	342900		
24			243000	291800	310900	346500		
25			245200	294300	313700			
26			247400	296700	316500			
27			249600	299100				
28				301500				

(口) 医療職給料表 (第三系関係)

職務 の級	1 級	2 級
号 給	給料月額	給料月額
1	224,100 円	256,800 円
2	234,900	267,900
3	245,800	279,000
4	256,800	290,000
5	267,800	301,000
6	278,700	312,000
7	289,600	323,000
8	300,500	334,000
9	311,300	344,800
10	322,100	355,600
11	331,400	366,400
12	340,400	376,500
13	349,100	386,300
14	357,500	395,900
15	365,800	405,500
16	374,100	414,800
17	382,400	423,800
18	390,700	432,800
19	397,200	441,800
20	403,300	448,600
21	409,000	455,200
22	413,000	459,700
23	416,900	464,200
24	420,600	474,700
25	424,300	482,700
26	428,000	490,200
27		496,300
28		501,200
29		506,000

別表第二 (イ) 行政職給料表級別職務分類表 (第三条関係)

職務の級	職務の内容
一級	<p>一定型的な業務を行う主事又は技師の職務</p> <p>保健婦又は保母の職務</p>
二級	<p>相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務</p> <p>保健婦又は保母の職務</p>
三級	<p>係長、室長補佐又は副園長の職務</p> <p>主任、主任保健婦又は主任保母の職務</p>
四級	<p>係長補佐、局長補佐、室長、教育次長補佐、副館長又は園長の職務</p> <p>主任保健婦、主任保母又は主査の職務</p>
五級	<p>課長補佐、局長補佐、室長、教育次長補佐、副館長又は園長の職務</p> <p>相当高度の知識又は経験を必要とする係長、室長補佐又は副園長の職務</p> <p>相当高度の知識又は経験を必要とする主任保健婦、主任保母又は主査の職務</p>
六級	<p>課長、局長、教育次長又は公民館長の職務</p> <p>補佐、副館長又は園長の職務</p> <p>必要とする課長補佐、局長補佐、室長、教育次長</p>
七級	<p>課長、局長、教育次長、公民館長又は参事の職務</p>
八級	<p>特に高度の知識又は経験を必要とする課長、局長、教育次長又は公民館長の職務</p>

(ロ) 医療職給料表級別職務分類表(第三条関係)

職務の級	職務の内容
一級	医師の職務
二級	医師で所長の職務

別表第三及び別表第四を削る。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第九条第四項の改正規定は昭和六十一年六月一日から施行する。

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の三朝町職員の給与に関する条例(以下附則第十項までにおいて「改正後の条例」という。)の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。



(職務の級への切替)

3 昭和六十年七月一日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であつて同日においてその者が属していた職務の等級(以下「旧等級」という。)が附則別表第一に掲げられているものの切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、町長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え等)

4 前項の規定により切替日における職務の級を定められている職員(附則第六項に規定する職員を除く。)の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に対応する附則別表第二の新号給欄に定める号給とする。

5 前項の規定により新号給を定められる職員に対する切替日以後における最初の改正後の条例第四条第六項又は第八項ただし書の規定の適用については、旧号給を受けていた期間(町長の定める職員にあつては、町長の定める期間。以下この項において同じ。)を新号給を受ける期間に通算する。ただし、切替日の前日において五十六歳に達していない職員

のうち、旧号給が旧等級の最高の号給であつて新号給が職務の級の最高の号給以外の号給となる者については、旧号給を受けていた期間のうち十二月を超える期間は、この限りでない。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

6 切替日の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、町規則で定める。

(切替期間における異動者の職務の級及び号給)

7 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例(附則第一項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正前の三朝町職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、町長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

8 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

9 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく町規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

10 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(町規則への委任)

11 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

(三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

12 三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十五年三朝町条例第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「の受ける」の下に「職務の級の号給に相当するものとして、町長が指定する三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和六十一年三朝町条例第 号)による改正前の三朝町職員の給与に関する条例別表第三及び別表第四に定める」を加え、「が職務の等級」を「が職務の級」に改める。

附則別表第一

職員の職務の級への切替表（附則第三項関係）

旧等級	職務の級
5等級	1級
4等級	2級
3等級	3級
2等級	4級
	5級
1等級	6級
	7級

附則別表第二

職員の号給の切替表（附則第四項関係）

旧号給	新号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1		1	1				
2	1	2	2	1	1	1	1
3	2	3	3	2	1	2	1
4	3	4	4	3	1	3	1
5	4	5	5	4	2	4	2
6	5	6	6	5	3	5	3
7	6	7	7	6	4	6	4
8	7	8	8	7	5	7	5
9	8	9	9	8	6	8	6
10	9	10	10	9	7	9	7
11	10	11	11	10	8	10	8
12	11	12	12	11	9	11	9
13	12	13	13	12	10	12	10
14	13	14	14	13	11	13	11
15	14	15	15	14	12	14	12
16	15	16	16	15	13	15	13
17	16	17	17	16	14	16	14
18		18	18	17	15	17	15
19		19	19	18	16	18	16
20			20	19	16	19	17
21			21	20	17	20	18
22			22	21	17	21	18
23			23	22	18	22	19
24			24	23	19		
25				24	19		
26				25	20		